

令和5年度 尼崎市澤水育英資金奨学生 募集要綱

1 奨学金の趣旨

この奨学金は、専ら自己の向上を目指し、大学院において高度な知識を得るため勉学に励み、将来、社会の発展に寄与しようとする者の奨励を目的に尼崎市に寄付をされた寄付金をもとに運営している奨学金制度です。

この制度は、卒業後の返済義務がなく、個人の意思を尊重し進路も拘束しません。

これまでに多くの奨学生を採用し、大学院卒業後はそれぞれの分野で活躍されています。

2 採用予定人員

2人程度

3 申請資格

次の各号に掲げる要件を備えている者を申請資格者とします。

- (1) 奨学金を受けようとする者又は当該者の生計を主として維持している者が申請の日の1年前から引き続き市内に居住していること。（本人が主たる生計の維持者である場合は対象となりません。）
- (2) 申請の日の属する年度に学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条又は第103条に規定する大学院の修士課程等（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号。以下「設置基準」という。）第2条第1項に規定する修士課程、博士課程（設置基準第4条第4項において修士課程として取り扱われるものに限る）又は専門職学位課程（設置基準第25条に規定する通信教育をもって行うこれらの課程を除く。）をいう。以下同じ。）に入学することが許可されていること。
- (3) 過去に、澤水育英資金奨学金、神崎製紙育英資金奨学金、「あましん」育英資金奨学金を受給したことがないこと。
- (4) 奨学金を受けようとする者及び当該者の生計を主として維持している者が尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下これらの者を「暴力団員等」という。）でないこと。

4 申請手続

(1) 提出書類

- ア 尼崎市澤水育英資金奨学金支給申請書
- イ 修士課程等への合格を証する書類（合格通知書等）若しくはその写し又は在学証明書（原本）
- ウ 『奨学金を受けようとする者』及び『当該者の生計を主として維持している者』両方の氏名と生年月日の記載された住民票の写し（窓口等で交付されたものをそのまま提出してください。）
- エ 上半身正面の写真1枚（奨学金支給申請書に貼り付けてください。）

(2) 受付期間

令和5年4月5日(水)から令和5年4月18日(火)午後5時30分まで

(3) 提出先

尼崎市総務局企画管理課（本庁中館4階）

所在地 〒660-8501

尼崎市東七松町1丁目23番1号

TEL 06-6489-6169

※ 直接持参又は郵送により提出してください。

（郵送する場合、令和5年4月18日（火）消印有効）

※ 必要書類がすべてそろっていないと受付できませんのでご注意ください。

※ ご家族などからの代理の提出も可能です。

5 奨学金受給者の決定

申請書に記載した大学院の修士課程等に入学した者を対象に次のとおり選考試験を行い、奨学金の受給者を決定します。

(1) 第1次選考試験

小論文試験を実施し、その結果に基づいて、第2次選考試験の対象者となる第1次選考試験の合格者を決定します。

※ 第1次選考試験の日時及び場所

令和5年5月14日（日）午前9時00分集合

会場 尼崎市立中央北生涯学習プラザ

所在地 尼崎市東難波町2丁目14番1号

TEL 06-6482-1750（試験当日のみ）

(2) 第2次選考試験

第1次選考試験の合格者に対して面接試験を実施し、奨学金受給者を決定します。

※ 試験の日時及び場所は、第1次選考試験の合格者に通知します。

（6月中旬頃実施予定）

6 奨学金の支給

(1) 期間

令和5年4月から入学した当該修士課程等の標準修業年限までの期間内で当該修士課程等を修了するときまでとします。

(2) 金額

月額30,000円（年額360,000円）

(3) 支給時期

令和5年度分…7月、9月、11月、1月、3月（年5回）

※ 7月は4～7月分を支給し、以後2か月毎に支給します。

令和6年度以降分…5月、7月、9月、11月、1月、3月（年6回）

※ 継続支給のため、在学中は現況調査にご回答いただく必要があります。

7 支給決定の取消し

- (1) 入学しなかったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により、奨学金の支給決定を受け、又は奨学金の支給を受けたとき。
- (3) 奨学金をその支給目的以外の目的に使用したとき。
- (4) 修業期間内にその修士課程等を修了できる見込みがなくなったとき。
- (5) 学業成績が低下し、又は操行が悪化したとき。
- (6) 転学し、又は退学したとき。
- (7) 奨学金を受けている者及び当該者の生計を主として維持している者が市内に居住しなくなったとき。
- (8) 奨学金を受けている者又は当該者の生計を主として維持している者が暴力団員等であることが判明したとき。
- (9) その他奨学金の支給目的が失われたと認められるとき。

8 その他

- (1) 申請書は黒色又は青色のボールペンで記入してください。鉛筆や消せるボールペンで記入された申請書は、受付できませんのでご注意ください。

※(2) 提出された申請書類等は、一切返却しません。

- (3) 採用人員、金額、支給時期については変更する場合があります。
- (4) 当該奨学金の申請をされた方は、本募集要綱に記載された事項を了承したものとみなします。
- (5) 採用された奨学生は、奨学金支給決定書贈呈式（8月以降の平日に実施予定）に出席していただきます。
- (6) 試験会場でのマスクの着用については、個人の判断に委ねることを基本としますが、感染防止対策として効果的な場面などについてはマスクの着用をお願いすることがあります。

以 上